

憲法96条改正に 異議あり!!



憲法って簡単に
変えちゃってもいいの?

Point
1

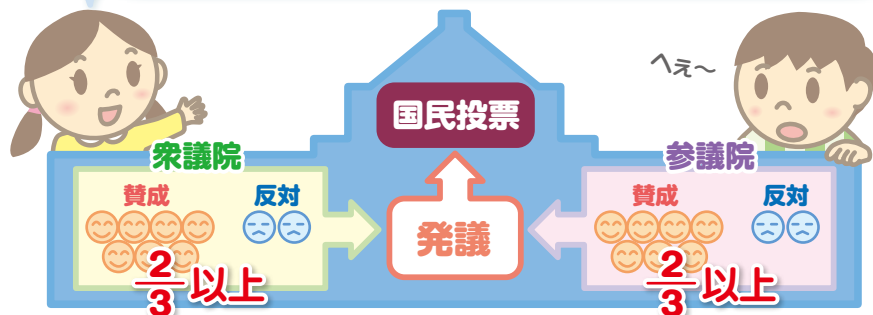
憲法は国の権力者から私たちの人権を守るためにある。



Point
2

国の権力者は、憲法を簡単には変えられない。

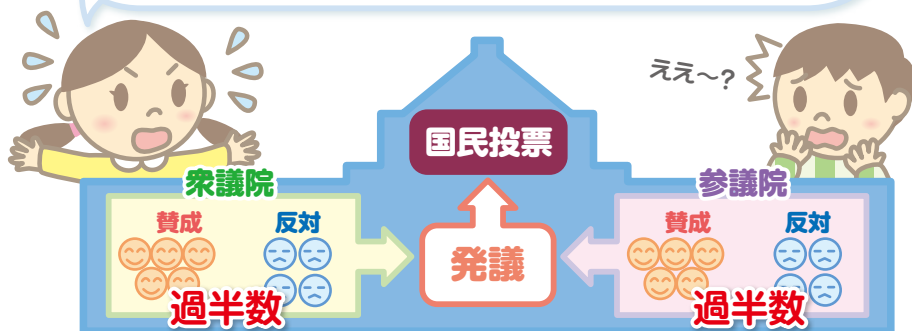
憲法96条は、衆参両議院がそれぞれ**総議員の3分の2以上の賛成**で、慎重に憲法改正を発議（提案）しなければならないって定めているんだよ。発議されると国民投票にかけられるよ。



Point
3

今、96条を改正して憲法を
変えやすくしようとする動きがある。

それが今、衆参両議院のそれぞれ**総議員の過半数**だけで簡単に
憲法を発議（提案）できるようにしようという動きがあるの！



Point
4

すると、憲法がどんどん変えられて
人権が守られなくなる。

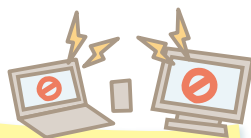
96条が改正されたら、その時々**の権力者の都合で、
他の大事な条文も簡単に換えられちゃうかも——**



例えば
こんな事に…



憲法9条（戦争放棄）を変えて
自衛隊を「軍隊」にして
戦争のできる国へ！



憲法21条（表現の自由）を
変えてインターネットでの
情報発信・収集を制限！

ええー！ そしたら**憲法が国の権力者をしぼることが
できなくなっちゃう**んじゃない?!



裏面 Point 5 へ続く

Point
5

しかも、国民投票の手続法にも、
たくさん問題がある。

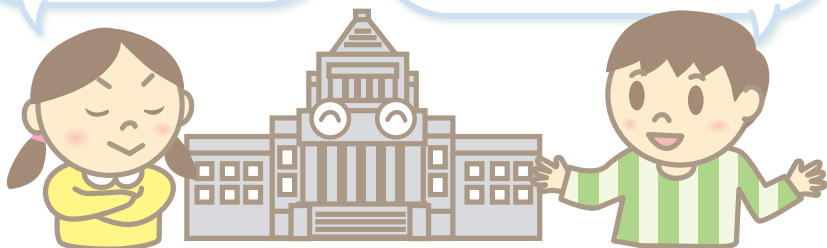


例えば…

- 最低投票率の定めがなく、全有権者の2割程度の賛成でも憲法改正が可能に
- 投票までの期間が短すぎ（最短で60日）、考える時間がない
- 教育関係者、公務員は懲戒処分をおそれて国民投票運動が自由にできない
- 有料意見広告に規制がなく、お金持ちの政党や団体がTV等のCMを独占する

憲法96条は
憲法が憲法であるために
大事な条文なんだよね！

よく分からないうちに憲法が
変えられちゃうってことに
なりかねないね！
憲法96条だけ先に
変えちゃうってのは怖いね！



私たち、1人1人にとって大事なことから、
しっかり考えよう、話し合おう。
憲法のこと。

※日本弁護士連合会は、「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」（2009年11月18日）と「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」（2013年3月14日）を発表しています。詳しくはホームページをご覧ください。

発行 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3580-9841（代）（平日9:30～17:30）

本パンフレットは下記ホームページからも御覧いただけます。

<http://www.nichibenren.or.jp/>

2013年5月発行